

伊佐市農業委員会 2 回総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 5 月 31 日 (木) 午前 8 時 58 分から 10 時 37 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (33 人)

会 長 15 番 池ノ上雅典
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
1 番委員	10 番委員	1 番推進委員	11 番推進委員
2 番委員	11 番委員	2 番推進委員	12 番推進委員
3 番委員	12 番委員	3 番推進委員	13 番推進委員
4 番委員	13 番委員	4 番推進委員	14 番推進委員
5 番委員	14 番委員	5 番推進委員	15 番推進委員
7 番委員		6 番推進委員	17 番推進委員
8 番委員		7 番推進委員	18 番推進委員
9 番委員		8 番推進委員	19 番推進委員
		9 番推進委員	20 番推進委員
		10 番推進委員	

4. 欠席委員 (1 人)

5. 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名 1 番委員 2 番委員
- 第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の処分決定について
議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定について
議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」の処分決定について
議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」の処分決定について
議案第 6 号「非農地証明願」について
議案第 7 号「農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断」に係る決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前8時58分】

事務局長 おはようございます。只今より、平成29年度 第2回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。

議長 皆様おはようございます。

29日に全国農業委員会会長大会が東京開催されまして、その中で耕作放棄地対策解消に向けての表彰があり、鹿児島県からは、全国農業会議所長賞を南大隅町が頂きました。それから会議が進んだわけですが、その後鹿児島県選出の国会議員の方がたの所に陳情に行きました。伊佐市の場合には新第3区ということで、小里さん、宮路さん、今度は川内の方までは入りますので、そちらに行って来ました。陳情したのは、相続未登記についてどうにかならないか？この事については何年か陳情していますが、国の方はあまりそんなのは無いと言っていたわけですが、鹿児島県は3割ぐらいありますが、アンケートを取ったところ、全国で2割位あると言うのが分かり、29年5月29日に中間報告が出されました。全国農業会議所の遊休農地対策検討会が設置されて、この中でどうにかできないかということがありますが、今のところでは、法律に問題がありどうにもならないのでどうにかならないか陳情をしてきました。

それと主なものとして、29年度、国の補助金が30%カットされています。これについては、皆さん方の農業委員活動に対して活動した分の補助金が30%カットされているので、補正でもいいのでもどしてもらえよう、お願いをしてきました。伊佐の場合は、新農業委員会法で選出され、改正されていますが、今年度、全国で約70～80%が改正されます。その年にカットをしてもらっては困ると陳情してきました。

本日の出席人数は14人で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。

本日の議事録署名委員を、指名いたします。

1番農業委員と2番農業委員に、お願いいたします。

ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知」をお願いいたします。

事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきましてご報告いたします。

資料の1ページから6ページになります。

農地法第3条の解約が2件、田2筆、地積は計2,872㎡、農業経営基盤強化促進法による利用権設定の合意解約が15件、田33筆、計39,627㎡、畑3筆、計3,359㎡、以上報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。推進委員の方もこの委員に入っていますので質問される方はよろしく申し上げます。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということですので、報告第2号「農地の利用目的変更」について申し上げます。

事務局 7ページをお開きください。報告第2号「農地の利用目的変更」につきまして、去る4月11日に事務局で現地調査を行いましたのでご報告いたします。整理番号1番の申請者は、伊佐市大口山野5056番地に居住されているTMさん73歳で、自治会は上之馬場になります。申請地は伊佐市大口山野字外平4973番1、地目は田、地籍は363㎡、大口山野字外平5021番、地目は田、地籍は409㎡、大口山野字外平5065番2、地目は田、地籍は65㎡の3筆で、申請地の所在地は、旧山野中学校から北東にそれぞれ260mの間に位置し、現在休耕地であります。申請地は天水田及び乾田のため、盛土をして畑にして管理したいとのことでした。以上のことから今後田としての管理は難しく遊休農地対策及び、農地の有効利用としても本届出は適切であると思われまことを報告いたします。

続きまして報告第2号「農地の利用目的変更」につきまして、去る4月11日に事務局で現地調査を行いましたのでご報告いたします。整理番号2番の申請者は、伊佐市大口小川内410番地に居住されているHMさん81歳で、自治会は小川内になります。申請地は伊佐市大口小川内字柳野原391番1、地目は田、地籍は263㎡、内農業用機械倉庫199㎡で平成20年頃に自宅敷地に隣接している当該申請地に届出をせず建設したとのこと、現在も農機具等が保管されているため、始末書添付の届出となっています。また農地法施行規則第29条第1号(農地の転用の制限の例外)に基づく農業用施設の届出であり、書類審査及び現地調査をした結果、適切な届出であると思われまことを報告いたします。

続きまして報告第2号「農地の利用目的変更」につきまして、去る4月2日に事務局で現地調査を行いましたのでご報告いたします。整理番号3

番の申請者は、伊佐市大口曾木2478番地に居住されているKKさん36歳で、自治会は荻原になります。申請地は伊佐市大口曾木字坂ノ上2295番1、地目は畑、地籍は2、485㎡、内牛の運動場199㎡であります。場所は荻原自治会から南東270m程に位置しております。当該農地は申請者が畜産農家で放牧地がないため、牛の運動場として200㎡未満を使用したいとのことです。また、農地法施行規則第29条第1号（農地の転用の制限の例外）に基づく農業用施設の届出であり、書類審査及び現地調査をした結果、適切な届出であると思われまことを報告いたします。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 報告が終わりました。質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。

議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号、「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、基盤法貸借分についてご説明いたします。37ページをお開きください。期間は1年から10年で、面積は田385,596㎡、畑79,101㎡、計464,697㎡ページです。利用権を設定する者の数124名、設定を受ける者の数70名、土地の明細につきましては8ページから36ページの整理番号1番から132番のとおりです。

以上、審議方よろしくお願いたします。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議長 なしということですので、お諮りいたします。

議案第1号について事務局の報告通り、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見について、決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。
整理番号1番について1番農業委員の報告を求めます。

1番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る5月26日に現地調査を行いましたので、1番が報告いたします。

申請人・AMさんは伊佐市大口山野1902番地3に居住され、自治会は荒平で、年齢は53歳です。渡し人・AHさんは伊佐市大口青木3023番地21、グリーンハイツ周山407号に居住され、自治会はことぶき園で、年齢は88歳です。

申請地は伊佐市大口山野字集り1902番1、地目は田、地積は2,573㎡、同じく、字集り1905番4、地目は田、地積は2,804㎡、2筆の計5,377㎡で、渡し人、AHさんの農業廃止に伴う所有権移転売買であります。

受人の経営面積は41,938㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、農機具等は完備されており耕作意欲はあり、通作距離は2分で自宅のすぐ裏にあり、現在はイタリアンが作付されています。以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、位置図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 1番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、許可が決定いたしました。

議長 整理番号2番について、3番農業委員の報告を求めます。

3番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号2番につきまして、去る5月21日現地調査を行いましたので、3番が報告いたします。

申請人・TKさんは、伊佐市菱刈川北2957番地に居住され、自治会は築地下で、年齢は40歳です。渡し人・KGさんは伊佐市菱刈川北2819番地に居住され、自治会は築地中、年齢は49歳です。

申請地は伊佐市菱刈字竹下3450番4、地目は畑、地積は1,031㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は2,425㎡ですが今回の所有権売買分を合わせますと、3,000㎡を超えますので、取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約2kmで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いしまして、私の報告を終わります。

議長 3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号2番は、許可が決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号3番について、8番農業委員の報告を求めます。</p>
8 農 業 委 員	番	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る5月28日現地調査を行いましたので、8番が報告をいたします。</p> <p>申請人・KKさんは伊佐市大口曾木2478番地に居住され、自治会は荻原、年齢は36歳です。渡し人・KIさんは伊佐市大口曾木2339番地3に居住され、自治会は荻原で、年齢は71歳です。</p> <p>申請地は伊佐市大口曾木字坂ノ上2295番1、地目は畑、地積は2,485㎡で、所有権移転売買です。</p> <p>受人の経営面積は2,824㎡ですが今回の所有権売買分を合わせますと、3,000㎡を超えますので、取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は数百mで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号3番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号3番は、許可が決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号4番について、11番農業委員の報告を求めます。</p>

1 1 番 農 業 委 員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号4番につきまして、去る5月23日に現地調査を行いましたので、11番委員が報告いたします。</p> <p>申請人・I Yさんは伊佐市菱刈前目2362番地2に居住され、自治会は前目宇都、年齢は67歳です。渡し人・I Aさんは伊佐市菱刈前目2353番地3に居住され、自治会は前目宇都、年齢は67歳です。</p> <p>申請地は伊佐市菱刈前目字四反田2494番、地目は畑、地積は716㎡、同前目字灰塚2586番1、地目は畑、地積は317㎡、同前目字灰塚2586番2、地目は畑、地積は12㎡、同前目字灰塚2589番、地目は畑、地積は406㎡で、4筆で地積合計1,451㎡の、有権移転売買であります。</p> <p>受人の経営面積は41,445㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約700mで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として、全部事項証明書が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議 長	<p>11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号4番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号4番は、許可が決定いたしました。</p>
議 長	<p>整理番号5番について、10番農業委員の報告を求めます。</p>
1 0 番 農 業 委 員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号5番につきまして、去る5月25日に現地調査を行いましたので10番が報告いたします。</p>

申請人・WHさんは伊佐市菱刈市山2419番地、K住宅2-2に居住され、自治会は重留東で、年齢は35歳です。渡し人・SAさんは埼玉県飯能市大字岩沢670番地22に居住され、年齢は83歳です。

申請地は伊佐市菱刈重留字井之上1226番、地目は田、地積は1,885㎡、同重留字鎧1575番、地目は田、地積は2,435㎡の、2筆合計4,320㎡、渡し人の農業廃止による所有権移転売買であります。

受人の経営面積は14,875㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約1km、時間にして5分の位置にあります。申請地は良く整備された一群の田んぼの中にあり、譲り受人のWHさん及び、ご両親はこの地域の中において数カ所野菜作り等をされており、周辺地域の関係においても問題はありませぬ。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、航空写真が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひしまして、私の報告を終わります。

議長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませぬか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございませぬので、お諮りいたします。
整理番号5番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めませぬ。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号5番は許可が決定いたしました。

議長 整理番号6番について、14番農業委員の報告を求めませぬ。

14番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号6番について、去る5月25日に現地調査を行いましたので、14番が報告をいたします。

申請人・YMさんは伊佐市菱刈荒田3091番地に居住され、自治会は青木元で、年齢は80歳です。渡し人・YHさんは福岡県糟屋郡志免町大

字田富1丁目11の1に居住されています。

申請地は、伊佐市菱刈川北字下水流3252番1、地目は田、地積は1,901㎡で、所有権移転売買です。

受人の経営面積は5,952㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで、現況はよく管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 14番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号6番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めま
す。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号6番は許可が決定いたしました。

議長 整理番号7番について、13番農業委員の報告を求めます。

13番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号7番につきまして、去る5月25日に現地調査を行いましたので、13番が報告いたします。

申請人・HKさんは伊佐市菱刈川南2140番地1に居住され、自治会は町船津田下で、年齢は57歳であります。渡し人・TSさんは佐賀県神埼市神埼町本掘3210番地1に居住されています。

申請地は伊佐市大口里字鐘子田391番、地目は田、地積は607㎡、同じく里字井手原407番1、地目は田、地積は1,350㎡の、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は13,165㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約20km、現況は不耕作地であります。経営意

欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類といたしまして全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 13番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号7番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号7番は許可が決定いたしました。

議 長 整理番号8番について、7番農業委員の報告を求めまます。

7 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、
農 業 委 員 整理番号8番につきまして、去る5月25日に現地調査を行いましたので、7番農業委員が報告いたします。

申請人・HTさんは伊佐市大口白木517番地に居住され、自治会は白木で、年齢は66歳であります。渡し人・MTさんは奈良県宇陀市榛原天満台東三丁目6番の4に居住され、年齢は74歳であります。

申請地は伊佐市大口鳥巢字豆付1460番、地目は田、地積は1,500㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は47,896㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は受人自宅より約1km、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号8番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号8番は許可が決定いたしました。

議 長 整理番号9番について、4番農業委員の報告を求めます。

4 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、
農 業 委 員 整理番号9番につきまして、去る5月25日に現地調査を行いましたので
4番農業委員が報告いたします。

申請人・ASさんは伊佐市大口目丸497番地に居住され、自治会は中目丸で、年齢は65歳です。渡し人・ATさんは伊佐市大口目丸612番地に居住され、自治会は水ノ手で、年齢は56歳です。

申請地は伊佐市大口目丸字原ノ後511番7、地目は田、地積は623㎡と、同じく目丸字原ノ後511番20、地目は畑、地積は18㎡、地積合計は641㎡の所有権移転売買です。

受人の経営面積は12,758㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約50mで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いしまして、私の報告を終わります。

議 長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号9番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。 よって整理番号9番は許可が決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号10番について、11番農業委員の報告を求めます。</p>
1 1 番 農 業 委 員		<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号10番につきまして、去る5月23日現地調査を行いましたので、11番農業委員が報告いたします。</p> <p>申請人・IKさんは伊佐市菱刈田中497番地13に居住され、自治会は小路、年齢は64歳です。渡し人・IHさんは伊佐市菱刈徳辺1687番地に居住され、自治会は小路、年齢は91歳です。</p> <p>申請地は伊佐市菱刈徳辺字寺田643番、地目は田、地積は1,325㎡、同徳辺字内村1563番、地目は田、地積は347㎡、同徳辺字新川1727番、地目は田、地積は2,188㎡、同徳辺字大廣形1768番3、地目は田、地積は975㎡、同徳辺字大廣形1769番、地目は田、地積は515㎡、同徳辺字新川1685番、地目は畑、地積は232.27㎡、同徳辺字新川1686番、地目は畑、地積は272.09㎡の7筆で地積合計は5,854.36㎡で、所有権移転贈与であります。</p> <p>受人の経営面積は535㎡ですが今回の所有権贈与分を合わせますと、3,000㎡を超えますので、取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約3kmで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり農機具については、小路自治会は一部集落営農組合を結成していますので問題は無いと思われまます。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(7番委員挙手あり)</p>

議長 7番委員どうぞ。

7番農業委員 地目登記が宅地になっているのですが？

議長 はい、事務局お願いします。

事務局 元々家が建っている形跡がありますが、現在畑で農地法上では登記が農地以外であっても、現況主義になりますので、現況が農地であれば許可が必要になります。登記が農地以外で現況が農地であれば、必ず総会に諮り、許可証を発行しなければならないようになっていきます。以上です。

議長 よろしいでしょうか。

7番農業委員 分かりました。

議長 他にありませんか。

なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号10番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号10番は許可が決定いたしました。

整理番号11について、8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号11番につきまして、去る5月29日現地調査を行いましたので、8番農業委員が報告いたします。

申請人・YTさんは、伊佐市大口鳥巢1119番地NG21-304に居住され、自治会は西水流、年齢は39歳です。渡し人・YMさんは福岡県直方市大字植木954番地1に居住され、年齢は83歳です。

申請地は伊佐市大口宮人字笹原1414番90、外2筆で地目は田、地

積は3,181㎡、地目畑が、地積1,183㎡、計4,364㎡で所有権移転贈与であります。

受人は贈与で3,000㎡を超えますので取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は500mから800m以内にあり、経営意欲はあり農機具等は完備でされております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号11番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号11番は許可が決定いたしました。

議 長 整理番号12番については、追認許可案件であり、事務局のミスにより4月総会に諮らなつたため、10番農業委員に、平成29年5月8日に調査をお願いし、本日承認をお願いするものです。
事務局説明をお願いします。

事 務 局 整理番号12番について補足説明させていただきます。この案件につきましては、先月の4月3日に譲受け人より申請をされました。4月総会に諮るべき事案であったにも関わらず、私の事務処理不手際により諮り漏らしており、先方から指摘があり急を要した案件であったため、会長を含め協議し、急きよ、5月8日に、10番農業委員さんに相談し現地調査を行い許可したものです。今後事務処理を適切に行うとともに、今回の申請に対し、追認案件としご承認くださいますようご審議方よろしく願いいたします。以上です。

議 長	<p>それでは、10番農業委員報告をお願いいたします。</p>
10番 農 業 委 員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号12番につきまして、去る5月8日現地調査を行いましたので、10番農業委員が報告いたします。</p> <p>申請人・HHさんは、伊佐市菱刈重留769番地に居住され、自治会は重留南、年齢は78歳です。渡し人・HIさんは始良市池島町27番地1S1305号に居住され、年齢は70歳です。</p> <p>申請地は伊佐市大口菱刈重留字薬師原1430番3、地目は畑、地積は180㎡で、所有権移転贈与であります。</p> <p>受人の経営面積は、議案書には記入はありませんが、借入を含め84,001㎡で下限面積をクリアし取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約1km位で、時間にして10分の位置にあります。申請地は住宅街の地域にありますが、よく管理された一群の畑の中にあり周辺地域との関係においても問題はありませぬ。経営意欲はあり農機具等は完備でされております。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、航空写真が添付してあります。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議 長	<p>10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号11番について、承認することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号12番は承認が決定いたしました。</p>
議 長	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について、申請件数12件について、11件の許可が、1件の承認が処分決定いたしました。</p>

議案第3号

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（除外）届出」の意見決定について。

整理番号1番について3番農業委員の報告を求めます。

3番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（除外）届出」の意見決定についてのうち、整理番号1番について、去る5月25日、申請人のMKさんの代理人立会のもと、10番農業委員、12番推進委員、私3番農業委員で、共同調査を行いましたので3番農業委員が報告をいたします。

申請人は伊佐市菱刈川北1369番地に居住されるMKさん68歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字八ツ尻1600番1、地目は田、地積は921㎡の内0.036㎡であります。申請地の状況は、東側が田、北側が山林、西側が田、南側が田で配管支柱として計画をされています。この申請は具体的な転用計画があり、東側、西側、南側は農地ではありますが、農振除外地のため、農地の集団化、農作業の効率化による影響等はないものと思われます。以上のような理由で除外は妥当であると判断しました。

添付書類として、土地の位置図、配置図、平面図、土地の登記簿謄本の写し、土地の契約書の写し、委任状等が提出されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、除外届出の意見決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 全員挙手。

よって整理番号1番は、意見を決定いたしました。

- 議長 整理番号2番について14番農業委員の報告を求めます。
- 14番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)届出」の意見決定についてのうち、整理番号2番について、去る5月25日、申請人の代理人 T行政書士立会のもと、11番農業委員、7番推進委員、私14番農業委員で、共同調査を行いましたので14番農業委員が報告をいたします。
- 申請人は伊佐市菱刈田中517番地3に居住されるNHさん57歳です。
- 申請地は、伊佐市菱刈田中字野中790番1、地目は畑、地積は1,082㎡で、田中小学校から東に約500mに位置し、現況は畑であります。南側は畑、北側は市道、西側は農道で、除外後は自宅で瓦施行工場を営む為、資材置き場を設置する計画があります。この申請は具体的な営業計画があり、周囲の北側、南側は農地であります。除外することで農地の集団化、農作業の効率化への影響等は無いものと思われま。以上のような理由で除外は妥当であると判断しました。
- 添付書類として、申請地地図、他必要書類が全て提出されております。
- 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
- 議長 14番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
- (「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
- 整理番号2番について、除外届出の意見決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員挙手。
- よって整理番号2番は、意見を決定いたしました。
- 議長 整理番号3番について2番農業委員の報告を求めます。

2 番
農 業 委 員

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（除外）届出」の意見決定についてのうち、整理番号3番について、去る5月25日、申請人の代理人 K行政書士立会のもと、3番農業委員、12番推進委員、私2番農業委員で、共同調査を行いましたので2番農業委員が報告をいたします。

申請人は伊佐市菱刈川北2819番地に居住されるKHさん80歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字郷原2872番1、地目は田、地積は861㎡で、除外目的は車両置き場として雑種地として利用のための除外申請であります。申請地は菱刈中学校より南に位置しており、現況は田であり、申請地の北側は田、南側は堤防、東側は車両置き場、西側も車両置き場です。申請地は具体的な転用計画であり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われます。農用地の外周部に一片の農地がありますが、除外することで農地の集団化、農作業の効率化への影響は無いものと思われます。農用地区域内における相手の利用集積に支障を及ぼす恐れもありません。農用地等保全施設の有する機能に影響及ぼす恐れもありません。申請地は土地改良事業等が実施された場所でもなく、除外されたと仮定した場合、申請地は転用が可能見込みの土地であると思われます。以上のような理由で除外は妥当であると判断しました。

添付書類として、農用地利用計画変更申出書、委任状、全部事項証明書の写し、現地の地図、航空写真、事業計画書等が提出されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長

2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番について、除外届出の意見決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長

全員挙手。
よって整理番号3番は、意見を決定いたしました。

議長 議案第3号の「農業振興地域整備計画の一部変更（除外）届出」の意見決定について、申請件数3件について、意見決定が3件が決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について、整理番号1番について、14番農業委員の報告を求めます。

14番農業委員 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る5月25日、申請人・代理人 T行政書士さん立会いのもと、11番農業委員、1番最適化推進委員、私14番農業委員の3人で共同調査をしましたので、私14番農業委員が報告いたします。

申請人・HTさんは伊佐市菱刈田中983番地4にお住まいで、現在は宮崎で医療事務の仕事をされています。申請地の所在地は伊佐市菱刈田中字富原982番1で、地目は畑、地積は1,576㎡の内、332㎡を分筆して使用することです。農地区分は第1種農地で転用目的は宅地であります。申請地の所在地は田中小学校から南へ約30mに位置し、南側は畑、東側は宅地、北側・西側は市道であります。

転用目的は一般住宅となっておりますが、周囲に与える影響は無いと思われまます。添付書類として、土地の全部事項証明書、他必要書類は全部揃っています。

調査の結果、この申請について3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 14番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号1番は、処分決定いたしました。</p>
議	長	<p>議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について、申請件数1件について、処分決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第5号 —————</p>
議	長	<p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について、整理番号1番について、4番農業委員の報告を求めます。</p>
4 番 農 業 委 員	議	<p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号1番につきまして、去る5月25日、申請人のMHさん立会いのもと、12番農業委員、15番推進委員、私4番農業委員の3人で共同調査をいたしましたので、私4番農業委員が報告いたします。</p> <p>譲受人は伊佐市大口篠原1599番地にお住まいのMHさんで、自治は舟ノ川で、年齢は48歳です。譲渡人は伊佐市大口篠原1599番地にお住まいのMNさんで、自治は舟ノ川で、年齢は76歳です。</p> <p>本申請は所有権移転贈与で、農地区分は第1種農地となっており、転用目的は畜舎等です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口篠原字串手ケ迫1576番、地目は畑、地積は423㎡、外3筆で地積合計は1,057㎡であります。</p> <p>申請地の所在地は、大口東小学校から北へ約1kmに位置しており、東側は宅地、西側は畑、南側は田、北側は自宅及び畑であり、周辺に宅地が密接している事から、周辺の住民に畜舎を建設することについて了承を得ているとのことでした。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「質疑なし」という声、多数あり。）</p>

議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号1番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。 よって整理番号1番は、処分決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号2番について、8番農業委員の報告を求めます。</p>
8 農 業 委 員	番	<p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について、整理番号2番につきまして、去る5月25日、申請人の代理人のT行政書士さん立会いのもと、13番農業委員、17番推進委員、私8番農業委員の3人で共同調査をいたしましたので、私8番農業委員が報告をいたします。</p> <p>譲受人はさつま町神子640番地にお住まいの HMさんです。譲渡人は伊佐市大口金波田1119番地1にお住まいの TTさんで、自治会は金波田です。</p> <p>申請地は伊佐市大口下殿字須和野476番52、外1筆で地目は畑で、地積は合計で2,051㎡です。本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽発電施設であり、農地区分は第2種農地その他の農地です。</p> <p>申請地の所在地は旧羽月共同たばこ乾燥場の近くに位置しており、東側はたばこ乾燥場、西側は住宅、南側は市道、北側は農地であり、周囲に与える影響はないと思われます。</p> <p>太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数288枚、パネル設置容量は49.5kwを予定しています。添付書類として、土地の全部事項証明書、配置図、字図、平面図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、経営に関する誓約書、再生エネルギー発電設備を用いた認定通知書、委任状等が提出されています。</p> <p>調査の結果、この申請について3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号2番は、処分決定が決定いたしました。

議長 整理番号3番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について、整理番号3番につきまして、去る5月25日、申請人の代理、T行政書士さん立会いのもと、10番農業委員、5番推進委員、11番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、11番農業委員が報告いたします。

譲受人は大分県佐伯市大字長谷6441番地1にお住まいのGHさんであります。譲渡し人は伊佐市菱刈荒田3123番地1にお住まいのYMさん、自治会は青木元であります。

申請地は伊佐市菱刈荒田字曾源寺原3120番2、地目は畑、地積は1,036㎡であり、本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は第2種農地でその他となっております。

所在地は本城小学校より南西約800mに位置しており、南側は畑及び太陽光発電施設、東側は道路、北側は宅地、西側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われます。太陽光発電事業ですがパネル設置枚数216枚、35.4kwの一基です。添付書類として、土地の全部事項証明書、申請人の住民票、事業計画書、見積書、資金証明書、パネル配置図、字図、被害防除計画書、被害防除に関する契約書、転用に関する契約書等が提出されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたので、委員の皆様方のご審議の方よろしく願いいたします。以上で私の報告を終わります。

議長 11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号3番は、処分決定が決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号4番ですが、この議案は、2番推進委員が譲渡人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。</p> <p>関係議案が終了後に着席をして下さい。</p> <p>(2番推進委員退席)</p>
議	長	<p>整理番号4番について、9番農業委員の報告を求めます。</p>
9 農 業 委 員	番	<p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について、整理番号4番につきまして、去る5月25日、申請人の代理、T行政書士さん立会いのもと、13番農業委員、18番推進委員、9番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、9番農業委員が報告いたします。</p> <p>譲受人は大阪府豊中市刀根山二丁目3番54号にお住まいのHNさんであります。譲渡し人は伊佐市大口田代195番地にお住まいのHAさん、自治会は崎山であります。</p> <p>申請地は伊佐市大口田代字北ノ原278番、地目は畑、地積は992㎡であり、本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は第2種農地でその他となっております。</p> <p>所在地は羽月西小学校より西へ150mに位置しており、南側は原野、東側は市道を挟んで畑、北側は原野、西側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われます。太陽光発電事業で49.5kwの一基です。添付書類として、申請書、及び必要書類は全て添付してあります。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたので、委員の皆様方のご審議の方よろしくをお願いいたします。以上で私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p>

		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号4番は、処分決定が決定いたしました。 ここで、2番推進委員の入室をお願いいたします。
		(2番推進委員入室)
議	長	2番推進委員、整理番号4番は処分決定が決定いたしました。 整理番号5番、6番については譲受人が同一ですので、一括で2番農業委員の報告を求めます。
2	番	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について、整理番号5番につきまして、去る5月25日、申請人の代理、T行政書士さん立会いのもと、10番農業委員、14番推進委員、2番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、2番農業委員が報告いたします。
農	業	譲受人は宮崎県小林市北西方341番地3にお住まいのTMさんであります。譲渡し人は伊佐市菱刈市山2510番地4にお住まいのTKさん、自治会は薬師であります。
委	員	申請地は伊佐市菱刈市山字小苗代原2499番12、地目は畑、地積は664㎡であり、本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は第2種農地でその他となっております。
		所在地は池田橋から東へ約1kmに位置しており、東西南北全て畑あり、周囲に与える影響はないと思われます。太陽光発電事業ですがパネル設置枚数288枚、49.5kwの一基です。添付書類として、土地の全部事項証明書、以下関係書類は全て添付してあります。
		続きまして、整理番号6番について説明いたします。
		去る5月25日、申請人の代理、T行政書士さん立会いのもと、10番農業委員、14番推進委員、2番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、2番農業委員が報告いたします。
		譲受人は宮崎県小林市北西方341番地3にお住まいのTMさんで

あります。譲渡し人は伊佐市大口上町25番地8にお住まいの MNさん、自治会は八坂町であります。

申請地は伊佐市菱刈市山字小苗代原2499番13、地目は畑、地積は598㎡であり、本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は第2種農地でその他となっております。

所在地は池田橋から東へ約1kmに位置しており、東西南北全て畑あり、周囲に与える影響はないと思われまます。太陽光発電事業ですがパネル設置枚数288枚、49.5kwの一基です。添付書類として、土地の全部事項証明書、以下関係書類は全て添付してあります。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたので、委員の皆様方のご審議の方よろしくお願いいたします。以上で私の報告を終わります。

議長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号5番、6番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号5番、6番は処分決定が決定いたしました。

議長 整理番号7番について、1番農業委員の報告を求めます。

1番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について、整理番号7番につきまして、去る5月25日、申請人の代理、T行政書士さん立会いのもと、7番農業委員、6番推進委員、1番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、1番農業委員が報告いたします。

譲受人は伊佐市大口堂崎562番地75にお住まいの OTさんで、自治会は駅前、年齢は32歳あります。譲渡し人は鹿屋市笹之原町4-21-1にお住まいの KHさんで、年齢は52歳であります。

申請地の所在地はファミリーマート大島店より東側に約300mに位置し、伊佐市大口大島字上ノ原839番133、地目は畑、地積は177

m²外1筆306m²、合計の483m²であります。

現地調査を行った時点では建物があり、雑種地となっており、また、30日に再度確認に行ったとき、建物は解体中でありました。始末書が添付されており、内容は、渡し人Kさんが、平成7年10月4日に相続手続きを行った際も建物が立っていた状況で、父親が5条申請を行い建築したものの、地目変更申請を行わず畑のまま地目が残ったのでは、と書いてあります。また、分かった時点で地目の変更を行えばよかったですと、反省もされています。農地区分は第2種農地でその他となっており、転用目的は一般住宅であります。北は駐車場、南、西、東は宅地となっており、周囲に与える影響はないものと思われま。

添付書類として、土地の全部事項証明書、農地基本台帳、地積図、平面図、立体図面、事業計画書、住宅ローン等審査結果通知書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、始末書、委任状が添付してあります。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたので、委員の皆様方のご審議の方よろしく願いいたします。以上で私の報告を終わります。

議 長 1番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号7番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号7番は処分決定が決定いたしました。

議 長 整理番号8番について、13番農業委員の報告を求めます。

1 3 番 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について、整理番号8番につきまして、去る5月25日、申請人の代理、T行政書士さん立会いのもと、15番農業委員、15番推進委員、13番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、13番農業委員が報告いたします。

譲受人は伊佐市大口篠原140番地1にお住まいのTTさんで、自治会は千束松、年齢は35で歳あります。譲渡し人は千葉県南房総市富浦町南無谷2237番地12にお住まいのSYさんで、年齢は62歳であります。

本申請は所有権移転売買で、転用目的は駐車場として利用となっております。申請地の所在地は伊佐市大口篠原字肥シ140番3、地目は畑、地積は222㎡であります。農地区分は第2種農地でその他となっております。大口小学校から東へ約500に位置しており、南側は宅地、東側も宅地、北側も宅地、西側は市道であり、周囲に与える影響はないものと思われれます。

添付書類として、土地の全部事項証明書、配置図、字図、平面図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、資金証明書が添付してあります。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたので、委員の皆様方のご審議の方よろしくお願いいたします。以上で私の報告を終わります。

議長 13番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号8番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号8番は処分決定が決定いたしました。

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について、申請件数8件について、処分決定8件が決定いたしました。

————— 議案第6号 —————

議長 議案第6号 非農地証明願について提案いたします。

整理番号1番について、9番農業委員の報告を求めます。

9 番 議案第6号非農地証明願について、整理番号1番につきまして去る5月
農 業 委 員 25日、申請人の代理、T行政書士さん立会いのもと、13番農業委員、
18番推進委員、私9番農業委員の3人で共同調査をしましてので、9番
委員が報告いたします。

申請人は鹿児島市宇宿4丁目1番28号にお住まいの YMさんです。
土地の所在地は伊佐市大口田代字北ノ原280番10、地目は畑、地積は
1,280㎡です。非農地となった時期及び理由として、平成7年11月
10日に相続して所有、鹿児島市に所有しているため、不耕作状態にな
った。ということです。申請地の位置として、羽月西小学校から西へ約1
50m位で、北側宅地、東側市道、西側宅地、南側は畑であります。全体
が原野になっており、農地は喪失しており、3名の調査員の意見において
農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が提出されていま
す。委員の皆様方のご審議の方よろしく願いいたします。以上で私の報
告を終わります。

議 長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問は
ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の
挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。

議 長 議案第6号 非農地証明願1件申請のうち1件の許可が決定いたしま
した。

————— 議案第7号 —————

議 長 議案第7号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの

判断に係る決定について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 別冊で皆さんにお配りしてありますが、この案件につきましては、農地法第30条第1項及び第2項に基づき、昨年6月から9月にかけて、農業委員及び最適化推進委員の皆様にご利用状況調査を行って頂きましたが、その際、現状農地への復旧が困難（B判定）と判断された農地の明細になります。

本日承認を頂ければ、土地の所有者等に非農地通知を送付し、法務局霧島支局において地目変更登記を行って頂くこととなります。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 只今事務局の説明がありました。
委員の皆さんご意見、質問はありませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
報告のとおり農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定について、非農地として判断することに賛成される農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 全員挙手。
よって議案第7号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定について、非農地として判断することに決定いたしました。

議長 その他。事務局お願いします。

事務局 総会資料の最終ページをお開きください。5月の月例報告をします。
去る10日、5月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありましたが、伊佐市からの案件はありませんでしたので出席しておりません。
25日、現地調査を一斉にしております。31日、本日ですが第2回農業委員会の総会です。
6月の行事予定ですが、7日に6月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。23日が現地調査です。29日が第3回の農業委員会の総会です。

月例報告は以上です。

これで、平成29年度 第2回農業委員会総会を終わります。

姿勢を正してください。

一同礼。

おつかれ様でした

【終了時間 午前10時37分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 1 番

伊佐市農業委員 2 番